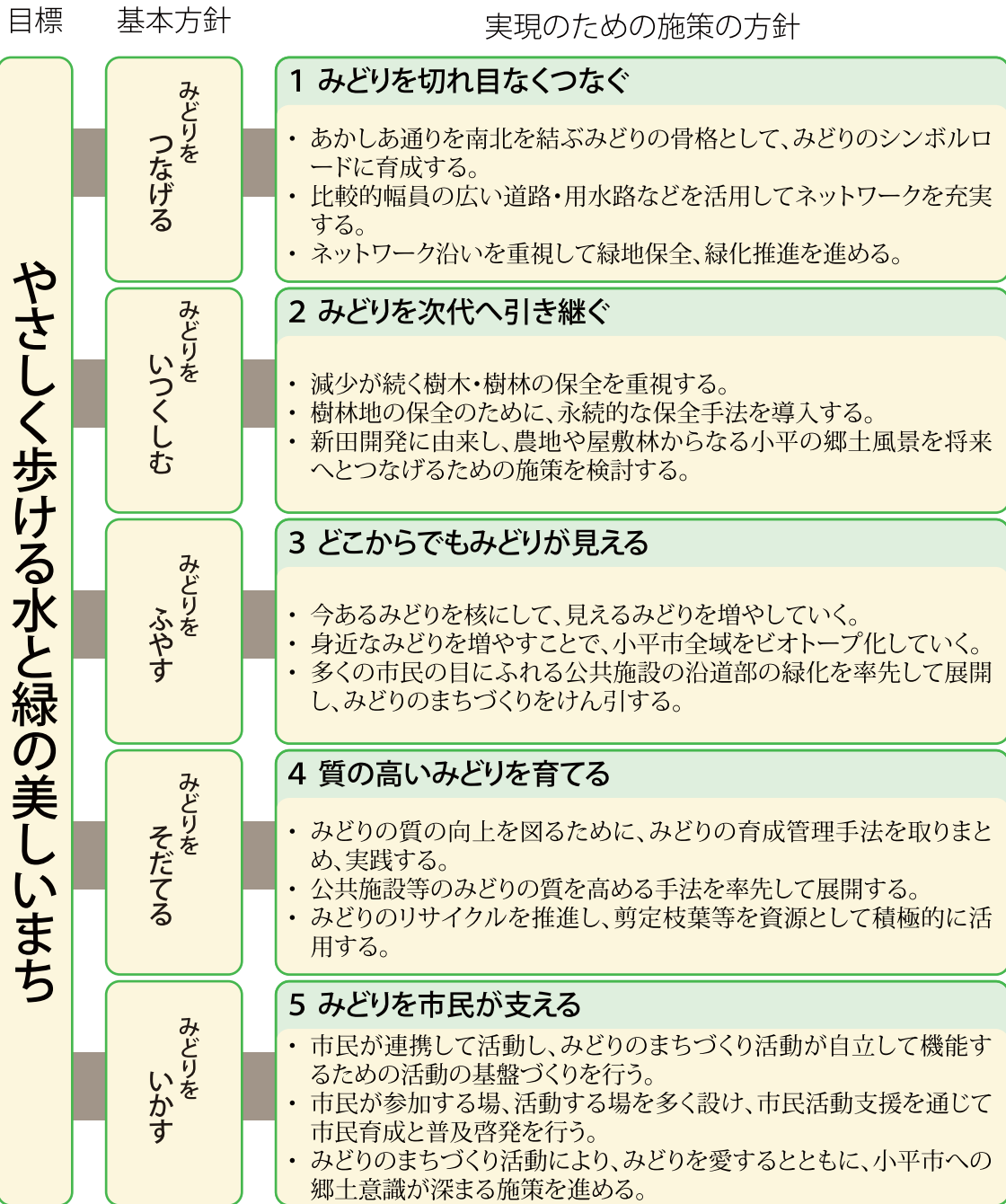


第6章 水と緑のまちづくりの施策

1 実現のための施策の方針

「やさしく歩ける水と緑の美しいまち」の実現をめざして、基本方針に対応して設定した実現のための施策の方針は次の通りです。

■ 施策の体系 ■



2 施策の内容

実現のための施策の方針ごとに、次のような施策を実施していきます。

(1) みどりを切れ目なくつなぐ

みどりの骨格は、小平をほぼ一周している小平グリーンロードです。この小平グリーンロードに加えて、新たに南北軸を整備して骨組みを強化するとともに、用水路をはじめとした身近なみどりの資源を活用し、有機的なみどりのネットワークを形成します。

このみどりの骨格沿いには、保全すべき樹林地、市民の利用の多い公園や公共施設があります。これらを拠点にしながらみどりを増やし、育てていきます。

次の3つの視点を重視しながら、実現のための施策の方針を施策に展開していきます。

つながるみどりを守る

小平を代表するみどりである小平グリーンロード沿いの豊かなみどりを守り、魅力を活かしていくために、みどりの骨格と一体となる樹林地の保全と、身近な環境資源であり、新田開発の歴史を語る用水路沿いのみどりの保全を図ります。

つながるみどりを創る

より歩きやすいみどりのネットワークとするために、小平グリーンロードを南北に結ぶネットワーク軸をつくるとともに、用水路などを利用して網の目のようなネットワークの形成を図ります。

さらに、ネットワークに近いみどりの拠点は、ネットワークを利用する市民の利便性をより高めるために、より使いやすい場へと再整備を図ります。

つながるように育てる

ネットワークのみどりを充実するには、今あるみどりの連続性が強調されるように育てることが大切なことから、ネットワーク沿いの道路と、みどりのボリュームの大きい公共施設などから緑化の推進を図ります。

■ 方針別の施策 ■

みどりを切れ目なくつなぐ

つながるみどりを守る

- ・小平グリーンロードのみどりの保全
- ・みどりの骨格沿いの樹林地の保全 (1-2)
- ・用水路の保全

つながるみどりを創る

- ・新しいみどりの骨格の創出 (1-1)
- ・小平ふるさと公園づくり (1-3)
- ・用水路の流水の復活と再生 (1-4)
- ・みどりの発信拠点の整備

つながるように育てる

- ・道路緑化の推進 (1-1)
- ・風致地区の沿道部緑化
- ・公共施設緑化の推進 (1-5)
- ・みどりの学校づくり (3-4)
- ・みどりの発信拠点の活用
- ・オープンガーデンの運営支援 (1-6)

注 太字は重点施策で対応しています。その内容は次章に示しました。()内は対応する施策番号を示しています。すべての施策の概要は資料編「資料6」に記載しています。



玉川上水緑道

(2) みどりを次代へ引き継ぐ

小平市には、武蔵野の面影を残す玉川上水、野火止用水をはじめとした用水路、新田開発時から続く雑木林と屋敷林、今でも大切な産業として継続している農地、そして、寺社、史跡と一体となったみどりなど、歴史や自然を感じることでできるみどりがたくさんあります。

これらのみどりは小平の環境の基盤となっていることから、積極的に保全に努め、次代の市民へと引き継いでいきます。

次の3つの視点を重視しながら、実現のための施策の方針を施策に展開していきます。

樹木・樹林を大切にする

玉川上水・野火止用水や青梅街道などに沿ってある新田開発の面影をとどめるみどりは、歴史を語り継ぐものとして大切です。これら雑木林や屋敷林、大きく育った樹木などの保全を図ります。

農地を大切にする

農地は、都市における大切な緑地空間です。この中でも、新田開発の名残をとどめる短冊形の農地は歴史的な資産としても重要です。

これらの農地を大切にす意識を高く保つために、子どもから大人まで農業を体験する場を多く設けるとともに、小平市全域で都市農業が安定して継続できる環境形成を支援します。

用水路を大切にす

身近に水とかわることのできる用水路は、環境資源として大切な役割を果たしているとともに、江戸時代に開設されてから約350年を経て現代に残る歴史的な資産となっています。守るべき貴重な資源として、できるところから流水の復活を進めていくとともに、より市民に親しまれる姿へと再生し、次世代へ引き継ぎます。

■ 方針別の施策 ■

みどりを次代へ引き継ぐ

樹木・樹林を大切にす

- ・特別緑地保全地区等の指定 (1-2,2-1)
- ・管理協定制度の適用検討
- ・市民緑地制度の適用検討(1-2,2-2)
- ・保存樹林・保存竹林制度の継続運用と制度改善 (2-3)
- ・保存樹木制度の継続運用と制度改善(2-3)
- ・開発施策にともなう樹木の保全
- ・小平の名木の選定と育成 (2-6)
- ・保存生垣制度の継続運用と制度改善 (2-3)
- ・屋敷林の保全手法の検討 (2-4)
- ・寺社境内地のみどりの保全
- ・緑地の公有地化の推進
- ・保全樹林への相続税優遇措置等の要望

農地を大切にす

- ・地産地消の支援と普及
- ・観光農園の利用促進支援
- ・体験農園の支援
- ・学童農園の推進
- ・市民菜園、福祉農園(いきがい菜園)の運営
- ・菜の花栽培など市民による農業の支援
- ・災害時の農家との協力体制の構築
- ・生産緑地の斡旋または買い取り
- ・農業公園の検討
- ・郷土景観保全施策の検討 (2-5)

用水路を大切にす

- ・用水路の流水の復活と再生(再掲)(1-4)
- ・用水路の水量の確保
- ・用水路の親水緑道整備の推進(1-4)
- ・用水路沿いの公園の親水整備の推進(1-4)
- ・用水路を活用した水辺空間の整備(1-4)
- ・用水路の沼ざらいの支援

注 太字は重点施策で対応しています。その内容は次章に示しました。()内は対応する施策番号を示しています。すべての施策の概要は資料編「資料6」に記載しています。

(3) どこからでもみどりが見える

地形がほぼ平坦な小平では、道路を歩きながら見えるみどりの存在が重要です。誰もがみどりが増えたと実感できるように、歩きながら見えるみどりを増やすことに配慮しながら、みどりのまちづくりを進めていきます。

市民に身近なみどりとして、街路樹による均整の取れた道路の緑化や、みどりに配慮した公園のリニューアルなど、公共施設の緑化を推進するとともに、民有地の緑化支援を行います。

次の2つの視点を重視しながら、実現のための施策の方針を施策に展開していきます。

見えるみどりを増やす

目に映るみどりを増やしていくために、道路と道路沿いを重視しながら、公共施設緑化の推進と民有地緑化の支援を行います。

公共施設の緑化

道路は、市民が日常的に利用し、まちのイメージを形成する主要な要素であることから、街路樹による均整の取れた緑化に努めます。また、市民が多く集まり、まちのイメージをけん引している公共施設では、率先して緑化を図ります。さらに、エネルギー消費の低減、地球温暖化抑制にも貢献する視点も大切にして、各種公共施設の緑化に努めます。

民有地の緑化

みどりが増えたと実感できるように、目に見えるみどりを増やす支援策を充実します。民有地の緑化は、地球温暖化やヒートアイランド対策にも有効であるだけでなく、災害時の安全な避難路、火災の延焼防止帯としても機能するなど、都市の安全性を高めることとなります。

ふれあえるみどりを増やす

水と緑のネットワークの周辺から、魅力的な公園へのリニューアル、新しい公園づくり、大規模施設等の地域開放など、市民が身近にふれあえるみどりの空間を増やしていきます。

■ 方針別の施策 ■

どこからでもみどりが見える

見えるみどりを増やす

- 《公共施設の緑化》
 - ・道路の緑化推進
 - ・花とみどりの公共施設づくり(3-3)
 - ・屋上緑化等の推進
 - ・壁面緑化の推進
 - ・みどりの学校づくり(再掲)(3-4)
 - ・雨水の利用の促進
 - ・国・都施設への沿道部緑化の要請
- 《民有地の緑化》
 - ・身近なビオトープづくり(3-1)
 - ・家庭の壁面緑化の支援
 - ・家庭の雨水浸透施設の設置支援
 - ・民間施設の壁面緑化の支援
 - ・商店街の緑化の支援
 - ・大規模施設の沿道部緑化の支援
 - ・生垣造成補助制度の継続運用と制度改善
 - ・緑地協定制度等によるみどりの確保
 - ・地区計画制度等を活用したみどりのまちづくりの推進

ふれあえるみどりを増やす

- ・公園いきいきリニューアル(3-2)
- ・市民協働の公園づくり
- ・都市計画公園の整備促進(3-5)
- ・街区公園の整備
- ・近隣公園・地区公園の整備
- ・開発施策にともなう公園・緑地の確保
- ・駅前広場・ポケットパーク等の整備
- ・借地による公園の確保
- ・公営住宅等の建替えにともなう公園等の確保
- ・学校の地域開放の継続
- ・みどりの多い事業所や大学の開放要請
- ・都立小金井公園の整備促進要請
- ・国や東京都施設等の緑地部分の開放要請

注 太字は重点施策で対応しています。その内容は次章に示しました。()内は対応する施策番号を示しています。すべての施策の概要は資料編「資料6」に記載しています。

(4) 質の高いみどりを育てる

小平には既に多くのみどりの資源があります。新しくみどりを創るだけでなく、今あるみどりを積極的に活かすことが、これからの時代には大切なことです。自然のままに成長をはじめ萌芽更新などが難しくなりつつある樹林地、花の咲かない植え込み地や街路樹などは、適切に手入れをすれば大きな効果を発揮します。

樹林地をはじめ、用水路、公園、道路、学校などの国・東京都・小平市が管理する公共施設、さらに、民間施設や住宅地のみどりといった、市内にあるすべてのみどりを対象に、武蔵野にある小平らしい、いきいきとした美しいみどりへと育てていきます。

次の2つの視点を重視しながら、実現のための施策の方針を施策に展開していきます。

みどりを良くする

いきいきとしたみどりは、多様な動植物が暮らすとともに人にもやさしいものです。今あるみどりの質を向上し、環境と共生した小平らしいみどりの実現をめざすためのみどりの育て方を検討して、市民とともに実践していきます。

みどりと親しむ

小さな工夫を積み重ねることで、動植物の豊かさを身近に感じることができるようになります。

今あるみどりを大切に活かしながら、小平市全体がビオトープとなるように育てていく方策を、市民とともに実践していきます。

■ 方針別の施策 ■

質の高いみどりを育てる

みどりを良くする

- ・市民による森のカルテづくり(4-1)
- ・雑木林のクオリティアップ(4-2)
- ・みどりのクオリティアップ(4-3)
- ・小平ホテルの育成と普及
- ・野鳥の来るまちづくりの支援

みどりと親しむ

- ・市民協働の公園づくり(再掲)
- ・身近なビオトープづくり(再掲)(3-1)
- ・森のビオトープづくり(3-1)
- ・みどりのリサイクル(4-4)
- ・不要樹木の斡旋
- ・公共樹木の再利用

注 太字は重点施策で対応しています。その内容は次章に示しました。()内は対応する施策番号を示しています。すべての施策の概要は資料編「資料6」に記載しています。



森のビオトープ

(5) みどりを市民が支える

小平のみどりは生活や産業の中で培われてきたものであり、誰もが大切に思っています。多くの市民の協力を得て水と緑のまちづくりを進めていくには、参加の場を多く設けることで参加意欲の向上を図り、水と緑のまちづくりをサポートする市民ネットワークの充実を図ります。

多くの市民が身近なみどりのことを考え、行動することが必要なため、共通の活動基盤づくりを行うとともに、市民の誰もがみどりに関わることができるような仕組みづくりを行います。

次の3つの視点を重視しながら、実現のための施策の方針を施策に展開していきます。

みどり仲間を増やす

小平のみどりについて共通の立場で考え、実践するための基盤づくりと仲間づくり、水と緑のまちづくりのための財政的な基盤の強化につながる緑化基金の充実を図ります。

みどりを広げる

小平のみどりを市民が自ら担っていくためには、市民が参加する多様な場が必要となります。多くの市民が観察会やボランティアとして参加することができるように、人材の育成や市民団体による維持管理及び運営の支援などを行い、市民の主体的な活動による人的ネットワークのさらなる拡大を図ります。

みどりをよく知る

みどりを守り、育てるには、みどりのことを良く知る必要があります。このためには、小平のみどりの実態を把握することや、市民の疑問にすぐに応えられるようにすることも必要です。みどりのまちづくりに参加する市民への情報提供や相談事業、イベントの開催などの参加意欲の向上につながる施策や、基礎データを蓄積するための調査研究等を行います。

■ 方針別の施策 ■

みどりを市民が支える

みどり仲間を増やす

- ・市民連絡協議会等の設立支援 (5-1)
- ・みどり債の発行の検討
- ・緑化基金の充実と活用
- ・緑の募金の普及と活用

みどりを広げる

- ・みどりのアダプトシステムの導入 (5-2)
- ・活動団体の育成支援
- ・みどりづくり市民提案システムの導入 (5-3)
- ・市民協働の公園づくり(再掲)
- ・市民主催イベントの支援
- ・用水路の沼さらいの支援(再掲)
- ・野鳥の来るまちづくりの支援(再掲)
- ・みどりのリーダー育成支援
- ・自然観察案内制度の導入
- ・東京グリーンシップ・アクションの支援
- ・企業の社会貢献活動等との連携
- ・大学・研究機関等との連携

みどりをよく知る

- ・みどりのまちづくり相談システムの導入 (5-4)
- ・市民によるみどりの調査
- ・みどりのまちづくり制度のPR
- ・オープンガーデンのPRの展開
- ・マップの作成やイベントの開催
- ・みどりの顕彰制度の導入
- ・多摩六都の相互協力による調査研究等

注 太字は重点施策で対応しています。その内容は次章に示しました。()内は対応する施策番号を示しています。すべての施策の概要は資料編「資料6」に記載しています。

第7章 重点施策

計画期間であるこれから10年の間に、優先的かつ重点的に取り組む施策として、25施策を重点施策に設定しました。この重点施策は、目標の実現にむけてみどりのまちづくりをけん引するものです。

これら重点施策の内容、実施時期等について、次のページ以降に示しました。

■ 重点施策 ■

1 みどりを切れ目なくつなぐ

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1-1 新みどりの骨格づくり | 1-4 用水路の再整備 |
| 1-2 樹林地の重点保全 | 1-5 公共施設の重点緑化 |
| 1-3 小平ふるさと公園づくり | 1-6 オープンガーデンの推進と連携 |

2 みどりを次代へ引き継ぐ

- | | |
|------------------|-----------------|
| 2-1 特別緑地保全地区等の指定 | 2-4 屋敷林の保全手法の検討 |
| 2-2 市民緑地制度の運用 | 2-5 郷土景観保全施策の検討 |
| 2-3 保存樹林等の新規適用 | 2-6 小平の名木の選定と育成 |

3 どこからでもみどりが見える

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 3-1 身近なジオトープづくり | 3-4 みどりの学校づくり |
| 3-2 公園いきいきリニューアル | 3-5 都市計画公園の整備促進 |
| 3-3 花とみどりの公共施設づくり | |

4 質の高いみどりを育てる

- | | |
|-------------------|------------------|
| 4-1 市民による森のカルテづくり | 4-4 みどりのリサイクルの推進 |
| 4-2 雑木林のクオリティアップ | |
| 4-3 みどりのクオリティアップ | |

5 みどりを市民が支える

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 5-1 市民連絡協議会等の設立支援 | 5-4 みどりのまちづくり相談システム |
| 5-2 みどりのアダプトシステム | |
| 5-3 みどりづくり市民提案システム | |

1 みどりを切れ目なくつなぐ

市内を南北に結ぶ新しいみどりの骨格である、あかしあ通りの再整備を行い、小平グリーンロードをより市民が使いやすいものとしします。

また、みどりの骨格と一体となる樹林地の保全、公園の再整備、公共施設の沿道部緑化などを優先的に行います。そして、より市民に身近な水と緑のネットワークの整備として用水路の流水の復活と親水整備を行い、小平グリーンロードを中心とするみどり機能の強化とあわせて、市内を網の目のように覆うためのネットワークの基盤形成を行います。

さらに、市民による小平グリーンロードの魅力アップの一環として、オープンガーデンの開設、運営支援を行います。

| | |
|----------------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 1-1 新みどりの骨格づくり |
| 施策内容 | 概ね中期をめどに、あかしあ通りを対象とした重点緑化事業を行います。後期は、その他の主要なみどりの軸などの緑化事業を行います。ネットワークとしての一定のイメージを形成できるように、通りごとに樹種や緑化形態を揃えるなど、均整の取れた緑化を行います。 さらに、あかしあ通りをモデルケースに民有地沿道部の緑化支援方策について検討し、その他のみどりのネットワークについても緑化を行います。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 整備内容・事業予定量の検討、重点緑化事業の実施 民有地緑化支援方策の検討 |
| 中期 | 重点緑化事業の実施 民有地緑化支援施策の展開 |
| 後期 | その他のみどりのネットワークの緑化事業の実施 民有地緑化支援の継続 |
| 関係課 | みちづくり課、水と緑と公園課、産業振興課 |

| | |
|----------------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 1-2 樹林地の重点保全 |
| 施策内容 | 玉川上水に沿う樹林地（上水新町付近など）を対象に、特別緑地保全地区や市民緑地（都市緑地法）もしくは、東京都緑地保全地域（東京における自然の保護と回復に関する条例）等の適用により、永続性を担保した保全を行います。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 対象緑地の選定及び保全手法の検討及び適用 |
| 中期 | 保全手法の適用 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |
| 備考 | 関係機関として東京都との協議を必要とします。 「2-1 特別緑地保全地区等の指定」と連携しながら、検討を進めます。 |

重点施策は、目標年次である平成31年（2019年）までの期間を三期に分け、施策内容等を設定することで、これから事業を展開していくにあたっての共通の指針となるようにしています。

なお、この実施時期に即した施策の展開を予定していますが、市の財政状況や社会情勢の変化への的確な対応が必要とされる場合には、施策の採択や検討実施時期について見直しを図っていきます。

実施時期は、概ね次のような期間を想定しています。

前期 平成22年（2010年）度～平成25年（2013年）度（4年間）

中期 平成26年（2014年）度～平成28年（2016年）度（3年間）

後期 平成29年（2017年）度～平成31年（2019年）度（3年間）

注）関係課の名称・分掌については平成22年3月現在のものです。

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 1-3 小平ふるさと公園づくり |
| 施策内容 | 武蔵野の雑木林や野草などがあり、季節の移り変わりを感ずることのできる小平の原風景の要素を取り入れた公園の再整備を行います。 ネットワークに近い公園を再整備の対象とし、公園の魅力を高めることで観光にも貢献することも考えていきます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前 期 | |
| 中 期 | 年間 1 公園程度、事業期間中に計 10 公園程度のリニューアルの実施 |
| 後 期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 1-4 用水路の再整備 |
| 施策内容 | 用水路は、身近な環境資源として市民からの整備要望が多いことから、用水路活用計画等に基づいて整備可能箇所を検討し、郷土性を重視し、生物多様性に配慮しながら、自然をいかした親水整備などを行います。また、現在水が流れていない新小金井街道以東の用水路を主な対象に、流水の復活を進める整備を行います。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前 期 | 事業計画の策定、用水路の再整備 |
| 中 期 | 用水路の再整備 |
| 後 期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |

| | |
|--------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 1-5 公共施設の重点緑化 |
| 施策内容 | 概ね中期をめどに、ネットワークに近接する公共施設の沿道部を対象に、見えるみどりを増やすことをめざした沿道部の緑化を行います。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前 期 | |
| 中 期 | ネットワークに近接する対象施設の沿道部緑化の検討及び実施 |
| 後 期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、みちづくり課、教育庶務課、その他公共施設管理担当課 |
| 備考 | 実施対象・事業計画等は、「3-3 花とみどりの公共施設づくり」において検討します。 |

| | |
|--------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 1-6 オープンガーデンの推進と連携 |
| 施策内容 | ネットワーク沿いのオープンガーデンは多くの来訪者が期待できることから、オープンガーデンの新規開設支援を行います。また、オープンガーデンに関わる PR 事業の充実を図ります。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前 期 | |
| 中 期 | 新規開設支援と PR 事業の展開 |
| 後 期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、産業振興課、みちづくり課 |

2 みどりを次代へ引き継ぐ

地形がほぼ平坦な小平では、視覚に訴える立体的な樹木や樹林は大切な存在です。特に、大木や屋敷林、まとまりのある樹林地は、小平の歴史を語る存在として、なるべく多くが将来にわたり保全されることが望まれます。

これらへの対応として、緑地の重要性の評価や、地域制緑地制度の適用プログラムを検討し、東京都の施策と連携して、より高い効果の発揮を期待しながら計画的にみどりの保全を進めます。

| | |
|--------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 2-1 特別緑地保全地区等の指定 |
| 施策内容 | 概ね前期中をめぐり、特に重要な樹林地を対象として特別緑地保全地区（都市緑地法）、東京都緑地保全地域（東京における自然の保護と回復に関する条例）等の地域制緑地制度の適用により、緑地の保全を行います。 中期以降は、緊急性や重要性に応じて、その他の樹林地について保全施策の適用を図ります。 なお、小平市が特別緑地保全地区を定める際には、緑地保全計画（都市緑地法第4条第3項ロ）を策定し、みどりの基本計画の別冊として公表します。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 重要な緑地の調査・適用制度の検討及び適用 |
| 中期 | その他の重要な緑地の保全 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |
| 備考 | 関係機関として東京都との協議を必要とします。 中期以降は、緊急性や重要性に応じて、地域制緑地制度の適用を図っていきます。 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 2-2 市民緑地制度の運用 |
| 施策内容 | 市民緑地としての制度適用が可能な300㎡以上の樹林地を対象に、所有者と市民緑地契約を締結して、広く市民へ公開していきます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | モデル事業の実施 |
| 中期 | モデル事業の検証、適用の拡大 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |
| 備考 | モデル事業として2箇所程度の実施を検討します。 中期以降は、「2-1 特別緑地保全地区等の指定」の調査等と連携しながら、適用範囲拡大を検討していきます。 |

| | |
|--------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 2-3 保存樹林等の新規適用 |
| 施策内容 | 現行の市制度である保存樹林・保存竹林・保存樹木・保存生垣の新規適用を推進します。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 地権者・市民へのPR事業の展開、新規指定の促進 |
| 中期 | |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |
| 備考 | 「2-1 特別緑地保全地区等の指定」の調査等と連携しながら、所有者等への周知活動を展開していきます。 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 2-4 屋敷林の保全手法の検討 |
| 施策内容 | 小平らしさの源泉の一つであり、まちのシンボルとなっている屋敷林は、市民が身近に親しみながら保全を図る手法について検討し、保全を図っていきます。 なお、東京都も屋敷林の重要性について認識していることから、東京都と緊密な連携を図りつつ検討を進めていきます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 保全制度の検討、保全手法の運用開始 屋敷林所有者・市民へ屋敷林の重要性について PR 事業の展開 |
| 中期 | PR 事業及び保全施策適用の継続 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |
| 備考 | 東京都との協力体制を構築しながら検討を進めていきます。 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 2-5 郷土景観保全施策の検討 |
| 施策内容 | 新田開発に由来する農地、屋敷林などを含む貴重な郷土景観を後世へと伝えるための保全制度を検討し、総合的な保全策の展開を図ることを予定します。前期から各種調査の実施を開始し、その結果を受けて市民合意の形成に十分配慮を図りながら進めていきます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 保全手法の検討 |
| 中期 | 市民合意の形成、保全手法の検討 |
| 後期 | 保全手法の展開 |
| 関係課 | まちづくり課、水と緑と公園課、産業振興課 |
| 備考 | 国及び東京都と関連施策を研究しながら検討を進めていきます。 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 2-6 小平の名木の選定と育成 |
| 施策内容 | 大木、古木、由緒のある木、まちかどの景観木などを名木として選定し、後世へと伝えていきます。 名木の選定にあたっては広く市民の推薦をもとに、樹木医などからなる委員会を組織して選定することを予定します。 選定された名木は定期的な樹勢診断と保護育成事業を実施して、良好な状態を保つようにしていきます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 選定手法の検討及び名木の選定、保護育成指針の検討 |
| 中期 | 名木の診断及び保護育成事業、PR 事業の展開 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |



農地と屋敷林（小川町一丁目）

3 どこからでもみどりが見える

小平では市街地内のみどりがそれほど多くはないことから、身近に見えるみどりを増やしていくことが、みどりが増えたと実感できるポイントになります。このため、道路沿いのみどりを増やすことを重視して緑化の推進を図ります。さらに、身近なみどりの空間への親しみが増すように、利用したくなる公園へのリニューアルや新しい公園の整備についても進めていきます。

みどりを増やすにあたっては、小平の環境特性に適した姿が望まれます。水の得にくい武蔵野台地上の環境に適したビオトープのあり方などについて検討を行い、身近なビオトープづくりの支援や学校での森づくりにも取り組みます。また、雑木林の中での朽ち木の山や落ち葉プールといった動植物の多様性が高まる森のビオトープづくりなども進めていきます。

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 3-1 身近なビオトープづくり |
| 施策内容 | 小平市内全域のビオトープ化をめざして、ビオトープづくりのモデルプラン検討、手引書作成など、ビオトープづくりを支援する事業を行います。 水はビオトープに必ず必要なものではなく、草地、砂地、石積み、朽ち木積み、落ち葉プール、立ち枯れた木など、身近な素材、小さな空間で動植物の多様性の向上を図る手法が多くあります。これらの小平に適した手法の普及を広く図っていきます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 事業内容・モデルプランの検討、モデル事業の実施 |
| 中期 | モデル事業の検証、支援事業の実施、ビオトープの普及 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、教育庶務課 |
| 備考 | モデル事業の対象に事業所等も検討する。 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 3-2 公園いきいきリニューアル |
| 施策内容 | 環境の変化にともない役割の低下した既設公園を対象に、動植物が豊かな自然と親しむ空間や多くの市民が集う憩える空間など、公園のいきいきとした魅力を引き出すために、身近な公園のリニューアルを行います。 再整備の計画は、ワークショップなどを通じて市民協働の中で検討を行います。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 年間1公園程度、事業期間中に計10公園程度のリニューアルの実施 |
| 中期 | |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |



つつじ公園（上水南町三丁目）

| | |
|--------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 3-3 花とみどりの公共施設づくり |
| 施策内容 | <p>市が管理する公共施設を対象に、整備可能な箇所について沿道部の緑化を実施します。沿道部に限らず、学校敷地を活用した児童生徒・市民参加による花壇整備、公共施設用地内の活用可能な敷地の緑被地化、新設施設の屋上緑化など、総合的手法により緑化を行います。</p> <p>整備に際しては、屋敷林などに代表される小平の気候風土の中で培われてきた自然と共生する暮らしの知恵を活かし、地球環境問題に配慮しながら郷土的な緑化手法・緑化資材を用いることを心がけます。</p> <p>線路と接している道路は、長い延長を有しており緑化の効果が高いことから、その歩道部や鉄道の敷地について鉄道事業者と協働で緑化を進める方策を検討し、みどりの帯の形成をめざします。</p> <p>事業は市民や事業者と協働で実施することも検討し、モデル事業の効果を検証しながら広く適用を図っていきます。</p> |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 事業計画・モデルプランの検討、モデル事業の実施 |
| 中期 | モデル事業の検証、事業計画に基づいた事業の実施 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、みちづくり課、環境保全課、たてもの整備課、教育庶務課、その他公共施設管理担当課 |

| | |
|--------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 3-4 みどりの学校づくり |
| 施策内容 | <p>小学校・中学校の敷地内または隣接地に、小平の歴史ある森づくりの知恵を子どもたちに伝えながら、ふるさと意識の向上と環境教育に配慮した思い出に残る森づくりを行います。</p> <p>さらに、次代を担う子どもたちが花や生きものと親しむことで豊かな情操を育むことができるように、学校外周の生垣整備や花壇の設置、果実のなる木の植栽、畑での作物づくりなどの手法で学校の緑化を推進し、日常的な観察・収穫を通じての食育や環境教育などの場として活用することで、郷土愛を育むことのできる質の高いみどりの空間づくりを進めます。</p> <p>みどりの学校づくりは、学校の教育プログラムを配慮して各校の希望に基づいて実施を進めていきます。</p> |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 事業計画・モデルプランの検討、モデル事業の実施 |
| 中期 | モデル事業の検証、各校の希望に基づいた事業の実施 |
| 後期 | |
| 関係課 | 教育庶務課、水と緑と公園課 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 3-5 都市計画公園の整備促進 |
| 施策内容 | <p>都市計画公園については、東京都が区市町と合同で平成18年（2006年）3月に策定した都市計画公園・緑地の整備方針に基づき、計画的に整備を行っていきます。</p> <p>2ha以上の都市計画公園区域内の生産緑地地区等については、公園用地として取得することを検討し、利用可能な敷地については、地権者の合意を得たうえでオープンスペースとしての開放や、市民農園等としての利用を検討します。</p> |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 用地取得及び暫定開放についての検討 |
| 中期 | |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |

4 質の高いみどりを育てる

生活に欠かせなかった雑木林が日常生活とは切り離されたため、萌芽更新や下草刈りなどの管理頻度が減り、武蔵野らしい風情が失われつつあります。市民生活と調和した雑木林として再生するために、雑木林の育成管理プランを検討し実施していきます。

小平市が管理する公園、道路、学校をはじめとする公共施設のみどりは、地域のみどり豊かなイメージをけん引する主要な役割を果たしていることから、常に高い質を維持することをめざした育成管理を行います。

また、雑木林などの育成管理作業を行うと、多量の剪定枝葉が発生します。これらをごみとして処分せず、リサイクルする体制も構築します。

| | |
|----------------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 4-1 市民による森のカルテづくり |
| 施策内容 | 雑木林の環境と動植物の資源性などの実態を把握した森のカルテを作成するために、植生調査をはじめとした各種調査を行います。 また、動植物や環境に関する調査で市民による調査実施が可能な分野は、市民団体による継続した調査も行います。 これらの調査結果は、雑木林の保全や活用、森の再生手法を検討するための基礎資料などとして活用します。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 公有林・保存樹林を対象に森のカルテづくりを実施 |
| 中期 | その他の重要な樹林を対象とした森のカルテづくりを実施 |
| 後期 | 動植物・環境に関する継続調査の実施 |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |

| | |
|----------------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 4-2 雑木林のクオリティアップ |
| 施策内容 | 雑木林は、密に枝葉が繁り樹高が高くなり過ぎたり、常緑樹が増加するなどにより、武蔵野らしさが失われてきています。雑木林を維持するために、かつては15~20年間隔で萌芽更新が行われてきました。萌芽更新は切り株への日照が必要なため皆伐萌芽更新を基本としますが、小面積となった雑木林を一定面積皆伐することは慎重に行う必要があります。このような雑木林を早急に再生するとともに、市民が主体となって育成管理を行う手法を検討・試行し、手引書として取りまとめます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 育成管理手法の検討・試行、手引書（育成管理指針）の取りまとめ |
| 中期 | すべての雑木林への適用、必要に応じて育成管理指針の改定 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |
| 備考 | 試行は公有林を原則とし、協力の得られる私有林も対象に検討します。 |



落ち葉掃き

| | |
|--------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 4-3 みどりのクオリティアップ |
| 施策内容 | 公園、用水路、道路、学校、地域センターなど小平市が管理する公共施設のみどりは、場所によって毎年強剪定するなど画一的な管理が行われていることが指摘され、改善が求められています。公共施設のみどりは、小平のみどり豊かなイメージをけん引する役割を持つものとしての認識に立ち、質を高く維持するための育成管理手法を検討・試行し、手引書として取りまとめます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 育成管理手法の検討・試行、手引書（育成管理指針）の取りまとめ |
| 中期 | すべての公共施設への適用、必要に応じて育成管理指針の改定 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、全公共施設管理担当課 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 4-4 みどりのリサイクルの推進 |
| 施策内容 | 公共施設や雑木林の育成管理作業から生じる剪定枝葉などは、ごみとしての排出を少なくする体制を整えて、チップ、堆肥、炭などに加工し活用します。リサイクル材は、雑木林への敷設、用水の水質改善への利用、市民への配布などを行います。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 発生量の予測、リサイクル手法及び樹林地・市民への還元手法の検討及び試行 |
| 中期 | 処理可能量に応じて順次適用施設・適用範囲の拡大 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、ごみ減量対策課、全公共施設管理担当課 |



彫刻の谷緑道 / 小川用水（小川町一丁目）



中央公民館と中央図書館（小川町二丁目）

5 みどりを市民が支える

小平のみどりは、小平で暮らしている市民のためにあります。そして、みどりの担い手も市民です。この市民の力をみどりのまちづくりに反映していくために、みどりのまちづくりを担う活動基盤づくりをなるべく早い時期に行います。

活動の場には、公園をはじめとして小平市が管理しているみどりの空間が多くあります。これらを対象に市民協働による管理運営手法を実践し、市民の意欲が身近なまちづくりに反映できる手法の普及を図っていきます。

市民の活動が自立するまでの間は、技術や運営についての情報提供を積極的に行い、活動が軌道に乗るよう支援していきます。

| | |
|----------------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 5-1 市民連絡協議会等の設立支援 |
| 施策内容 | <p>小平のみどりのことを総合的な視点から考え、行動するための活動基盤として、市民・事業者・行政の三者協働を基本に、市内の大学等学校関係者、農業・造園・園芸関係者等から構成される協議会の設立及び運営の支援を行います。</p> <p>この組織が自立して活動が可能となった際には、NPO 等としての法人化、緑地管理機構の認定取得、指定管理者としての活動など、将来的に幅広い活動範囲が想定されます。</p> <p>これらの活動を通じて、市民参加の促進、参加意欲の向上、知識や技術の向上、普及啓発の促進を図っていきます。</p> |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 協議会設立準備、協議会の設立 |
| 中期 | 協議会の運営支援 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、産業振興課 |

| | |
|----------------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 5-2 みどりのアダプトシステム |
| 施策内容 | <p>公的な空間を対象として市民が里親となって維持管理や運営管理を行うアダプトシステムについて制度化し、身近なみどりの空間を市民が自ら管理運営することを推進していきます。</p> <p>一部の公園や道路で市民による管理が行われていますが、公園や道路の管理範囲ごとの愛護会・運営協議会等として組織化及び制度化し、安定した運営と質の高い管理を行います。公園、道路以外では、特別緑地保全地区や市民緑地などの樹林地、公共施設の植栽地など市が管理するあらゆるみどりの空間を対象とすることを検討し、市が設立及び運営ノウハウ、資機材などを提供することで、市民の活動を支援します。</p> |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 制度内容の検討、モデル事業の実施 |
| 中期 | 制度のPR 事業の展開、市民の提案や希望による実施箇所の拡大 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、みちづくり課、産業振興課、その他公共施設管理担当課 |

| | |
|--------------|--|
| 施策番号 施策名称 | 5-3 みどりづくり市民提案システム |
| 施策内容 | 公園、樹林地、道路の植栽地、公共施設内など市が管理するみどりの空間のうち施設設置や植栽が可能な箇所を対象に、寄付者名を表示した樹木の植栽、花壇の整備、ベンチの設置などが可能な制度を検討し実施します。 また、市民の提案を所管課が検討のうえ、市民による施設整備や植栽整備を行う制度についても検討を行います。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 制度内容の検討、モデル事業の実施 |
| 中期 | 制度のPR事業の展開、市民の寄付受け入れや提案による整備 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課、全公共施設管理担当課 |

| | |
|--------------|---|
| 施策番号 施策名称 | 5-4 みどりのまちづくり相談システム |
| 施策内容 | 市民活動が盛んになるにつれ、新しいことに直面した場合に活動が停滞する恐れもあります。このような際に市民活動を円滑に進めるためには、問題点をすばやく解決することが必要であり、常設の相談窓口があることで、対応の迅速化を図ることができます。 さらに、庭木や生垣のこと、花の育て方、自然や動植物のことなどについても日常的に必要なとされる知識についても普及を図り、広く市民の裾野を広げていくことが望まれます。 このような相談に対応するために、樹木医、農業・造園・園芸事業者や動植物の専門家などの協力を得て、市民の相談に常時対応できる相談員制度、出張アドバイス制度、出前講座などの導入を行い、知識と技術の向上を図っていきます。 |
| 実施時期 | 実施内容 |
| 前期 | 事業内容の検討 |
| 中期 | システムの運用 |
| 後期 | |
| 関係課 | 水と緑と公園課 |
| 備考 | 市民連絡協議会を窓口とした体制構築も検討します。 |



用水路の沼さらい / 大沼田用水 (天神町一丁目)



あじさい公園 (美園町一丁目)